

24 安全で快適なみちづくり			
主管課名	都市整備部 道路管理課		
主管課長名	戸谷 恒一郎	電話番号	042-481-7407
関係課名 (組織順)	総合防災安全課, 都市計画課, 用地課, 街づくり事業課		
目的	対象	市内全域の道路	
	意図	安全, 快適, 円滑に通行できる	
施策の方向	周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら, 円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め, 歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって, 安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



## 1 令和2年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
<p><b>(24-1 円滑に移動できる道路網の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路, 区画道路, 都市計画道路整備を推進し, 交通の円滑化, 歩行者の安全確保, 回遊性の向上等を図った。</li> <li>調布市道路網計画で位置付けた廃止候補路線について, 都市計画の変更を実施した。また, 計画検討路線について, オープンハウス等を活用した市民参加に取り組みつつ, 都市計画の見直し方針を策定した。</li> <li>若葉小学校周辺等において, カラー舗装の施工等, 機能確保の取組を実施し, 児童の安全性向上に寄与した。</li> </ul>	
<p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <p>■連携テーマ2 「にぎわいとるおいのあるまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通環境の向上を図るため, 「調布市道路網計画」に基づき都市計画道路と生活道路の一体的な整備を推進し, 安全性や回遊性の向上等を図り, まちの活性化に寄与した。</li> </ul>	
<p><b>②調布のまちの魅力発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京王線が地下化された中心市街地での道路整備を進めることで歩行者の回遊性を高め, まちの活性化に寄与した。</li> </ul>	
<p><b>(24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音排水性舗装の実施や歩道のバリアフリー化による, 人と環境にやさしい道路空間の創出を図るため, 主要市道12号線(品川通り)の延長約350mについて, 歩道のバリアフリー化及び低騒音排水性舗装工事を実施したほか, 市道南176・192号線(羽毛下通り)の測量・設計を実施した。</li> <li>防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保などの観点から, 歩道幅員が狭いなど通常の電線共同溝整備が難しい路線における無電柱化の推進を図るため, 主要市道20号線(三中通り)の約350mの区間について, 予備設計を実施した。</li> <li>人と環境にやさしい道路整備を計画的に推進するため, 計画の素案を作成した。</li> <li>道路照明灯LED化導入推進計画に基づき, 街路灯灯具のLED化を推進し, 温室効果ガス排出量削減・灯具の長寿命化・電気料金の削減を図った。</li> </ul>	
<p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <p>■連携テーマ2 「にぎわいとるおいのあるまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の向上を図るため, 人と環境にやさしい道路空間の整備を推進し, 環境に配慮した道路や, だれにもやさしい安全な道路の整備に取り組んだ。</li> </ul>	
<p><b>(24-3 道路施設等の総合的な管理の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が管理する道路施設について, 老朽化対策・維持管理費用の縮減を目的として, 効率的・効果的な道路の維持管理を推進していくために, 管理物の台帳化や点検を実施し, (仮称)道路総合管理計画の策定に係る各種検討を行った。</li> <li>総合的な道路管理の在り方検討について, 道路施設の維持管理に関する市民アンケート調査, 民間活力を活用した維持管理手法に関する市内事業者への個別ヒアリングを実施し, 予防保全的に道路施設の維持管理に取り組むべき方向の確認を行った。</li> <li>地籍整備事業の推進について, 国の第七次国土調査事業十箇年計画に併せて, 市における令和2年度から令和11年度までの10箇年で進める事業量を約1.62km<sup>2</sup>とする計画を策定した。</li> </ul>	
<p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設等の総合的な管理の推進に向け, 検討中の(仮称)公共施設マネジメント計画等の諸計画との整合を図りつつ, 「(仮称)道路総合管理計画」等の諸計画の策定について検討した。</li> </ul>	

**<令和2年度における施策の成果についての総括>**

- ・道路網計画に基づき、生活道路、都市計画道路、区画道路等の整備を着実に推進した。
- ・(仮称)道路総合管理計画に係る検討の2年目として、橋りょう長寿命化推進計画、地籍整備計画を策定するとともに、街路樹管理計画等の各種計画策定に向けた検討を推進した。
- ・市内の主要な道路である主要市道12号線(品川通り)の約350mのバリアフリー化・低騒音排水性舗装工事を実施し、すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現に寄与した。また、主要市道20号線(三中通り)の一部区間では無電柱化予備設計を行い、電線を地中化し誰もが安全に通れる歩道の将来的な整備に向けた検討を行った。

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 自宅などから目的地まで円滑に移動できる道路ネットワークが形成されていると感じている市民の割合	72.0 (H30)	%	50.0	64.9	75.0
2 普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合(徒歩)	58.6 (H30)	%	57.4	65.5	60.0
3 道路に関する市民からの要望件数	1,443 (H29)	件	1,374	1,674	1,100
【特記事項】					

**2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)****◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価**

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合評価	A	S:「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C:「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路台帳電子化業務や電線共同溝予備設計業務について、コロナ禍における事業者等との協議調整に時間を要し、年度内に完了できなかった業務があった一方で、生活道路、都市計画道路、区画道路等の整備を計画どおり進めるとともに、既存道路の低騒音排水性舗装の実施や歩道のバリアフリー化を図ることにより、安全で快適なみちづくりを着実に推進できたため。</li> <li>・適切な維持管理の推進に向け、(仮称)道路総合管理計画の検討を推進し、将来的な道路管理の在り方等について検討を進めるとともに、市民アンケート調査、市内事業者への個別ヒアリングを実施、個別計画策定においては、橋りょう長寿命化修繕計画など計画策定を行うことができたため。</li> </ul>	

**3 施策の方向 — (ACTION)****◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内(令和4年度まで)における施策の主な課題と取組の方向**

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
①地籍整備について、厳しい財政状況を踏まえ令和3年度の実施予定地区を先送りしたことから、計画に遅延が生じている。	①令和11年度までの地籍整備計画期間の中での工程を再調整し、計画に沿った取組の進捗につなげる。
②令和4年度までの事業期間にて検討を進めている道路施設等の総合的な管理の推進について、コロナ禍の影響を踏まえ実施スケジュールの見直しが必要である。	②コロナ禍における財政状況及び業務の進捗状況を踏まえ、実態に即したスケジュールへの見直しを行う。
③コロナ禍の影響を受けた官民連携事業における官民の役割分担、リスク分担の考え方を整理する必要がある。	③今後の国の考え方や方向性など、最新の動向を踏まえて検討に反映させる。

**◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組**

(オンライン活用、ペーパーレス化、電子申請による手続など)

※重点プロジェクトに関連する取組(★印)、新規の取組(●印)、拡充の検討を要する取組(○印)、左記以外の取組(・印)

<ul style="list-style-type: none"> <li>★道路台帳を電子化し、煩雑な窓口業務の軽減を図ることにより、市民等が来庁しなくても道路の情報を閲覧可能にすることで市民サービスの向上と事務の効率化を図る。</li> <li>・市内道路照明灯の維持管理における点検・発注・工事・記録等の一連の受発注作業を、タブレット端末を活用したシステム導入により効率化を図る。</li> <li>●電子占有システムの導入可能性検討を行い、年間1500件にのぼる占有申請の電子化を図り、事務の効率化を図る。</li> </ul>
---

#### 4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向）

◆施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

※法改正・制度改正などに加えて、「フェーズフリー」、「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	①平成26年の道路法の改定により、橋りょうなど重要構造物の定期的な点検や補修が義務づけられた。	①市においても、定期点検や補修など維持管理に係る労力が増大しており、限られた予算で適正な維持管理を進める必要がある。
	②高度成長期に全国各地で造られた橋りょう等の施設が、建設後半世紀を経過し、老朽化が進行している。	②市が管理している76橋のうち、建設後50年を経過した割合は約4割である。また、10年度にはこの割合が9割近くになる。今後増大する維持管理費を削減するため、これまでの対処療法的な対応から、予防保全型の維持管理に切り替える。
	③道路占用許可申請書の様式の統一について、規制改革推進に関する第三次答申（H30.6.4付規制改革推進会議）を踏まえ徹底を図るよう、国からの要請が来ている。	③国が定めた様式では、申請者と施工業者との連名申請となっていないなど、市の事務処理上の課題がある。電子占用システムと併せた検討が必要である。
	④国により第七次国土調査事業十箇年計画（令和2年度から令和11年度）が策定され、10年間の国土調査の事業量等が定められた。	④市においても、地籍整備計画を策定し、令和2年度から令和11年度までの期間に約1.62km <sup>2</sup> の調査を実施することを位置付けた。
東京都や近隣自治体の動向等	⑤東京都は、管理道路全線で電柱新設禁止の取組を推進している。	⑤東京都の無電柱化チャレンジ事業を活用し、主要市道20号線（三中通り）の無電柱化を推進する。令和3年度中に無電柱化推進計画を策定予定であり、令和17年度までの期間において、緊急輸送道路に指定されている路線の無電柱化を進めるなど、計画的に事業を推進する。
その他		

## 2.4 安全で快適なみちづくり

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	④	●	街づくり事業課	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図る。 市民生活に密着し、防災性、快適性、コミュニティの向上を図る生活道路について、住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進める。 地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討する。
2	人と環境にやさしい道路の整備		●	道路管理課	歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装、車道の低騒音・排水性舗装を行い、主要市道を中心に人と環境にやさしいみちづくりを推進する。 無電柱化の推進に向けた検討を進めるとともに、街路灯のLED化を進める。
3	道路施設等の総合的な管理の推進		●	道路管理課	道路管理物の台帳化や点検を実施し、総合的な道路管理の在り方の検討を進め、道路の効率的・効果的な維持管理を推進する。 予防保全の観点から路面下の空洞調査を実施するとともに、道路パトロールによる危険箇所の早期発見と補修及び更新による維持管理に取り組む。
4	橋りょうの計画的な維持・補修		●	道路管理課	市では、76橋（河川橋・跨道橋・跨線橋・横断歩道橋）の橋を管理しており、現在、建設後50年を経過する高齢橋りょうは21橋であるが、20年後には、90%（64橋）を占めることになり、老朽化が進んでいる。 橋りょうの安全な維持管理と長寿命化を図るため、国の道路メンテナンスの動向を踏まえるとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕等を行う。
5	地籍整備事業の推進		●	道路管理課	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊としていく。 「地籍図」が不動産登記法第14条の地図となり「地籍簿」により登記簿が書き改められることから、不動産登記の精度が高まり土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されている。全国的には一筆の土地の四方を、官民・民民を問わず一筆に調査する一筆地調査が基本であるが、人口集中地区では、道路や河川等の官有地と民有地との境界調査のみを一筆地調査に先駆けて行う「官民境界等先行（街区）調査」を優先することとされ、都内で取り組み中の自治体のほとんどがこの「街区調査」を実施している。

2.4 安全で快適なみちづくり

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2 決算 事業費 (千円)	令和2年度の取組実績	実績 評価	進捗状況・今後の取組の方向							今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)		
								R2取組実績				方向				現状 継続	
								計画 前週	計画 とおり	計画 遅れ	コロナ 影響	有効性 改善	効率性 改善	財政面 改善			参加と 協働 改善
1	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	④	●	街づくり事業課	2,038,969	調布3・4・21号線については、用地取得と電線共同溝予備修正設計を行った。 調布3・4・26号線(旧甲州街道～甲州街道)については、東京都と協議等を行った。 調布3・4・26号線(京王線～旧甲州街道)については、用地取得及び電線共同溝予備設計を行った。 調布3・4・28号線については、用地取得及び車道・歩行者動線を切り替える工事を行った。 市道西123号線については、整備工事を実施した。 道路網の検討については、廃止候補路線(調布3・4・5号線)に係る地元との意見交換の場を設け、都市計画を廃止した。また、計画検討路線である調布3・4・9号線ほか2路線は、これまで市民参加でいただいた様々な意見や関係機関との協議等を踏まえ「神代植物公園通り周辺の都市計画道路の見直し方針」を公表し、取組を進めることとした。	○		●						引き続き、事業中の路線に関する取組を着実に推進するとともに、平成27年度末に市で策定した調布市道路網計画や、東京都における都市計画道路の整備方針である第四次事業化計画に基づき、計画的・効率的に事業を進め、早期の整備効果発現に向け、関係機関等との協議を進めていく。 安全で快適な暮らしを支える生活空間を確保するため、地域の特性に応じた生活道路の整備を進める。		
2	人と環境にやさしい道路の整備		●	道路管理課	95,894	人と環境にやさしい道路整備事業計画の策定に向け、素案を作成した。 市道南176号線及び市道南192号線の測量設計委託を行い、令和3年度及び令和4年度にパリアフリー化工事を行う箇所の工事発注図書を作成した。 主要市道20号線の無電柱化予備設計を行い、電線類の埋設位置や地上機橋の設置位置について、電線企業者と協議を行いながら検討した。コロナ禍の影響で電線企業者との協議が遅れ、予定していた計3回の電線共同溝調整会議の実施まで至らなかったため、令和3年度に実施することとした。 街路灯LED化推進計画に基づき、計画的に水銀灯をLED灯に更新し、順次街路灯のLED化を進めた。	○		●	●				●	今後も引き続き、高齢者や障害者、大人や子どもなど、誰もが安全で快適に通行できるよう、調布市福祉のまちづくり条例やパリアフリー基本構想特定事業計画に基づく道路整備を進めていく。加えて、自転車利用者の利便性向上のため、自転車ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間整備に努めていく。 また、ヒートアイランド現象や交通騒音などを緩和するため、遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装の推進、街路樹・植樹帯による道路の緑化など、快適に通行でき、沿道環境に配慮したみちづくりを推進していく。 防災性の向上や安全で快適な歩行空間の確保などの観点から、無電柱化に向けた検討を進めていく。コロナ禍の影響で実施できなかった主要市道20号線無電柱化予備設計費について次年度に検討を進める。 環境への配慮や光熱費の削減を目的として、街路灯のLED化の導入検討を進めていく。		
3	道路施設等の総合的な管理の推進		●	道路管理課	105,754	総合的な道路管理の在り方検討について、道路施設の維持管理に関するアンケート調査、民間活力を活用した維持管理手法における市内事業者への個別にアリアリングを実施し、予防保全的に道路施設の維持管理に取り組みべき方向性の確認を行った。個別計画策定においては、橋りょう長寿命化修繕計画、地籍整備計画の策定を行った。 コロナ禍の影響踏まえ、個別計画の策定、施設台帳の整理など先送りした。 施設台帳の整理については、道路照明灯管理台帳、街路樹管理台帳データベース化を行い、道路台帳の整備検討については、認定路線網図見直し、廃止候補路線の整理などを行った。	○		●	●	●				道路の効率的・効果的な維持管理を推進するため、道路白書公表に向けて素案の取りまとめなどに取り組むほか、道路管理業務の包括的民間委託導入に向けて、市内外事業者とリスクワークショップなどを実施し、民間事業者の意見等を踏まえた実施方針(案)、要求水準書(案)を作成する。 また、道路台帳電子化に伴う市道路線の一括廃止・認定について、庁内横断的な連携を図り、今後の認定基準制定などの方針検討を行う。 ◆コロナ禍の影響を受けた新たな道路管理手法の導入検討の官民連携事業における官民の役割分担、リスク分担において、今後の道の考え方や方向性など、最新の動向を踏まえて官民連携事業に反映させる。		
4	橋りょうの計画的な維持・補修		●	道路管理課	15,741	跨道橋補修設計については、高速道路管理者との協議により翌年度に見送った。 管理橋りょう19橋について、5年に1度の法定点検としての橋りょう点検を行うほか、台帳整備に向けた取組を進めた。また、跨線橋である日向橋及び新設橋(仮)について、京王電鉄株式会社と協議調整を行い、補修設計を行った。	○		●		●				橋りょうの点検結果において、健全度判定Ⅲ(早期措置段階)となっている6橋の修繕対策を計画的に実施するほか、耐震補強が必要な4橋の耐震補強を令和3年度末までに完了させる。 また、令和3年3月に策定した橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、毎年度の財政負担を平準化しながら、橋りょうの点検・修繕を継続し、安全性の維持・向上に努める。		
5	地籍整備事業の推進		●	道路管理課	20,156	令和2年度においても引き続き、下石原3丁目における地籍調査(官民境界等先行(街区)調査)を実施するとともに、調査完了地域についての管理図を作成した。 当初、下石原3丁目における立会いを行う予定であったが、地籍調査規模等を考慮し、工程を見直し、先送りした。	○		●		●				地籍調査事業が完了している地域では、調査で得たデータを活用することで、被災後において、迅速かつ正確な官民境界の復元が可能であり、被災後のライフライン(上下水道、ガス、電気等の供給施設等)の迅速な復旧に大きく貢献していることから、今後も地籍整備計画に基づき、地籍調査(官民境界等先行調査)を継続的に実施していく。 地籍調査規模等を考慮し、工程の見直しを行った箇所を含め、令和2年度末に策定した地籍整備計画に反映した。		
								0	1	4	2	2	1	0	0	2	計
								0.0	20.0	80.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	割合(%)

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧(施策体系順)」をご参照ください。